

平成21年度新宿区外部評価委員会第1部会 第3回会議要旨

<出席者>

外部評価委員（5名）

卯月部会長（会長）、大塚委員、川俣委員、須貝委員、鍋島委員

事務局（3名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当1名

説明者（13名）

基本目標：個別目標1「環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち」

個別目標2「都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち」

個別目標3「人々の活動を支える都市空間を形成するまち」

基本目標：個別目標1「歴史と自然を継承した美しいまち」

個別目標2「地域の個性を活かした愛着をもてるまち」

個別目標3「ぶらりと道草したくなるまち」

道路課長、みどり公園課、交通対策課長、

環境対策課長、生活環境課長、新宿清掃事務所長、

都市計画課長、景観と地区計画課、建築調整課長

<開催日>

平成21年8月31日（月）

<場所>

区役所本庁舎 6階 第4委員会室

【部会長】

第1部会を開会いたします。

ご案内のことだと思いますが、外部評価委員会はことし3年目を迎えました。平成20年度から新たな基本計画に基づいて進められておりまして、そういう意味では、新しい基本構想、基本計画の最初の評価という形になります。1年目、2年目を踏まえまして、今年度はちょっと大きな試みではございますけれども、すべての事業を対象にするということになりました。昨年、一昨年は一部の事業でこういった進め方を少し我々も勉強するという側面もございましたが、新たな基本計画になったということもございますので、ことしはすべての事業を対象に外部評価を行うということになりました。

大きく基本構想は6つの項目に分かれていますが、3つの部会で2項目ずつ担当する中で、第1部会は、基本目標と「持続可能な都市と環境を創造するまち」と「まちの記憶を活か

した美しい新宿を創造するまち」という、主にハード系といったほうがわかりやすいかもしれませんが、そこを対象とし、関係の課長にお集まりいただいたわけでございます。

< 委員紹介 >

< 説明者自己紹介 >

【部会長】

それでは、今日の進め方でございますけれども、あらかじめ委員が内部評価結果報告書の中で質問したいところをピックアップし、その質問に対しまして、各課からご回答をいただいたということでございます。ここに書いてあることで十分わかることについては時間も限られておりますので、ヒアリングをしないつもりでございます。ただ、わかりにくいとか、あるいは質問した内容とちょっと食い違っているかもしれないというようなことについては、少し確認をするということにしたいと思います。

さて、それでは1ページ目から行きたいと思います。委員で事前に読まれてご指摘、ご確認のことがございましょうか。

【委員】

ヒアリング項目の回答の、1番の下のほうなんですけど、「この他、計画事業75「魅力ある身近な公園づくりの推進」の枝事業「みんなで考える身近な公園整備」では、ワークショップと呼ばれる場を設け（約1カ年6回程度）、地域住民との意見交換や作業を通じて、公園プランの作成を協働で行っています。」と。完成後は管理運営にかかわり合うということなんですけれども、ワークショップという規模というのはどのぐらいでやっているんですか。

【説明者】

ワークショップにつきましては、主に公園の周辺に住んでいる方々、学校関係者、そういった関連の方を主に対象にしておりますので、多くて20名、少ないと半分ぐらいになってしまうかなと思いますが、そんなにたくさんではないです。

【委員】

それで、例えばこれは各公園ごとにこのワークショップはあるんですか、それとも区全体であるんですか。

【説明者】

主に対象としている公園というのは、比較的小規模な公園が主体でして、大体600㎡よりも小さいような公園を対象にして、その公園の改修計画のために地域の方とワークショップをつくるというような形になっております。

【委員】

その600㎡は、200坪ぐらいですね。それで、大体児童公園だと。

【説明者】

そうです。

【委員】

その利用する人はどのぐらいというのは数は把握していますか。

【説明者】

特に決まった利用者数の調査ということはやってませんが、経験的な利用実態などは調べています。

【委員】

そのワークショップというのがどういう人選でやっているのか、人選のあり方と、選ばれた人だけで年間を通して運営協議するというのは理想的なんだけれども、本来的には子どもたち、住民、スポット的でも来る人たちの意見をどうやって取り入れてそれに生かせるかということは何かお考えかと思います。例えば優秀な人が集まって区と協働してするんだけど、その人たちは逆に言えば仕切りになってしまう場合がある。そこら辺が一番協働のときの難しいところなんです。

【説明者】

おっしゃるように、よかれと思ってやっていることが個人的な主観に陥ってしまって、周りの方にうまく共通の理解が得られていないというケースはあるかと思います。今は、ワークショップというのは公園をつくるにつくっていきまして、その後は自発的に地域の方たちが維持管理等にかかわっていきたいというときに公園サポーターという制度で管理運営をやっていただいています。ですが、やっぱり区が間に入ってコーディネートしていかなくちゃいけない部分もあると思っております。すぐに解決するのが難しいところもあるんですが、そういうことがございますようでしたら区にどんどん連絡をいただいて、区がコーディネートしていければと考えています。

【部会長】

ヒアリング項目番号1のところはちょっと総括的なことなんで、実際に「魅力ある身近な公園づくり」という計画事業75が一番最後のページのところに若干載っているんで、ここで触れてもいいかと思います。

【委員】

わかりました。

【部会長】

実は、僕もこの公園づくりは幾つかお手伝いしているんで、内情はよくわかっているんですが、今、委員のご指摘もあったように、新しく改修をするときにはきちんとやりましょうという体制があって、サポーターを拡大しましょうという方針になっているけれども、既存の公園についてサポーターの諸所の問題について何か改善するという方向はあまりまだないような印象があるので、公園サポーターという制度はやっぱり新宿区にとって、協働という視点から考えると大変重要な仕組みですね。やっぱり、それもちょっと考えていただいてもいいかなという印象はあります。今の委員のご意見のさらに発展ですけどもね。

じゃ、1番については今よろしいですか。あと1ページ目の2、3について何かございますか。

では、2ページ目に行きたいと思います。2ページ目について何かございますか。

【委員】

質問項目7の後半なんですけれども、温暖ガスの排出量の削減目標を、家庭とか事業所に対してどんな周知の方法でしたのか、という質問の回答に、年2回の広報だけと書いてあるんです。たしか区の広報だけで、パンフレットで「ストップ温暖化新宿大作戦」を随時配布し、隊員になってもらった人には、郵便・ファクス・電子メール等により情報提供していると。一般の家庭の人が、ほとんどこれを知らないんですよ。それはどういう具合に皆さんに周知したほうがいいのか。例えばこまめに電気は消して、そういうようなことも、テレビである程度みんな周知はしてきて、なるべく無駄な電気を使いませんということをやっているけれども、これもあまり徹底していないようなところもあるので、そこら辺の広報宣伝をきちんとできるかどうか、してもらったほうがいいんじゃないかという感想があったもので、一言お答えを聞きたいです。

【説明者】

まず、「ストップ温暖化」のチラシがありますので、これは、出張所、環境対策課、あと、中央公園のところにあります環境学習情報センターのほうにも置いてあります。

【委員】

消費者センターにもありますか。

【説明者】

ええ、消費者センターにもあります。我々も置けるところには区の関係施設に置かせてもらっております。また、ホームページのほうにもこれがアップされておりますので、そういう形で周知しております。また、我々も町会の会議ですとか、商店会の会議ですとか、商工会議所ですとか、そういうところを通じて何か会合があると我々が出かけて行って、周知を図っているということです。

【委員】

今までどのくらい実績ありますか。

【説明者】

7,000部程度はお配りしています。

【委員】

町会の何か会合へ出かけて行ってお話するということはありますか。

【説明者】

例えば私が町会の連合会等々に行ったり、職員、係長等が行っている会合があります。それと、我々は例えば打ち水ですとか、ライトダウンですとか、そういうのも説明に行きながら、こういうものも周知をしていますので、全体であればもう10回か20回、カウントはしっかりはしていないんですが、これは行っていると思います。

【部会長】

計画事業51の内部評価のほうは、総合評価が最終的には計画どおりに進んでいる、となっていて、今後の改革方針では手段改善となっている。それについてちょっと補足していただけま

すか。

【説明者】

1つは今やったようなことを区民の方が努力することがわかるようにしたり、また、そういう環境活動を1つのポイントにしていってということを考えているんですが、この辺のところは今非常に検討しております。実際には、いかに区内でのCO₂活動をやってもらうか。また、今回少し書いてあるんですが、森林整備というようなことも書いてありまして、それは区外でCO₂を吸収するということを考えて、現状、今年度から長野県の伊那市と友好提携都市をしているんですが、そこで間伐をしたりしております。今後はまた新宿区に関連のある例えば利根川水系とか多摩川水系、これは新宿区の飲料水の水源になっておりますので、そういうところの森に植林をするようなことで区内、また区外でのCO₂の吸収活動、CO₂の削減を図っていくというようなことを、さまざま検討しているということでございます。

【部会長】

今のところ、よろしいですか。ほかに2ページ目でございますか。

【委員】

ヒアリング項目8番のプラスチック回収については、すぐやっていただいて、68%までいったというのは本当に感激しています。でも、まだまだ近所で古いアパート群とか、それから若い人たちが入っている单身みたいなマンションで、燃えるところに入れてしまうのがあるんですね。そういう部分で、ふれあい指導班というのはどういうことなのかを伺いたいのと、今後そういうところをどうなさるのかを教えていただきたいと思います。

【説明者】

今おっしゃられた、可燃ごみとか不燃ごみの中にまだまだプラスチックがたくさん混じっているという実態はあります。その実態はどういうふうになっているかということで、6月7月にかけてましてごみの組成調査を清掃事務所独自にやったんですけども、確かにおっしゃるようにまだ資源ごみとしてのペットボトルとか容器包装が、それから瓶とか缶も含めてかなりの量が、2割から3割ぐらいが実際には入っているという実態がありますので、そこら辺を今後啓発を具体的にしていきたいというふうに思っています。

それから、ふれあい指導班なんですけれども、ごみ集積所は日常的にいろんなトラブルを抱えていまして、不法投棄がありましたり、ごみを正しく排出日に出さないとか、区民の方からの苦情とか問題があるところに直接職員が出向くような体制を収集職員とは別に持っているんです。収集職員はやはり1日の業務の中でごみを収集しなきゃいけませんので、なかなか地域対応ができません。地域対応をするために、1センター当たり大体8名の規模で職員がおりまして、それが各地域の苦情とかいろんな相談ごとに応じるような体制をとっています。そういった形で、具体的な集積所の問題点をその地域の集積所に合うような形で具体的に改善を図るために活動しておりますので、今後はそこら辺も含めてきめ細かな対応を図っていこうというふうに考えているところです。

【委員】

ふれあい班というのは、職員ですか。

【説明者】

職員です。通常の収集業務の清掃班と、排出指導のふれあい班に分かれております。

【委員】

ありがとうございます。もし地域住民も今度何かあったら、その職員の下に連携する形もとれれば。

【部会長】

全員で何人ぐらいですか。

【説明者】

全員で24人です。3清掃センターに分かれております。

【部会長】

今回の外部評価は、協働というポリシーが入っているので、一緒にやらないといけない部分はあるかもしれないですね。

【委員】

地域の人と一緒にというようなことで、何かできることがあったら言っていただければ。

【部会長】

ありがとうございました。2ページ目もよろしいですか。

【委員】

今度から細街路に対して、今までの拠点をやめてどこでも自由に出すようになったでしょう。あれで何か実際効果が、現実に変りましたか。

【説明者】

狭小路地につきましては、去年の4月から始めまして、まだまだ可燃ごみとか不燃ごみの中に資源が入ってはいるんですが、やはり分別意識は高まりまして、拠点に出していただく瓶とか缶とかペットとか、それが増えたんです。量が2割とか3割増しになりまして、なおかつ拠点については区内3,000カ所ぐらいの拠点を持っているんですが、集積所というのは区内に約1万五、六千ありまして、そこから比べるとちょっとエリアをすべて網羅しているわけじゃないんです。なおかつ、狭い路地ですと収集車がなかなか入れないという問題がございまして、本当は拠点を置きたい、資源の回収ステーションを置きたいんだけど、置いていなかったという地域が結構あったんです。そこにも資源回収の拠点を置こうと、地域が置いていいということであれば置かせてもらおうと。小さな小型トラックで回って回収するというシステムを、この7月から導入しています。今現在、約100カ所ぐらい増えています。

【部会長】

では、3ページ目に行きましょうか。3ページ目は9から12ですね。では、9番。

【委員】

これはせっかく皆さん方が集めたものをアルミ缶だけホームレスが持って行くというので、一生懸命やっている人たちが抵抗しているんですね。月1回の資源回収のときの旗はあります

よね。持って行かないでくださいというのは書いてある。ところが、缶、瓶のときは業者が来て、ケースだけ置いていくでしょう。そうすると、そこには何もそういうものが表示してない。ですから、ホームレスが持って行ってもしようがないなと思うんですが、ホームレスに言わせると税金でどうせ金払うんだから、おれたちが持って行ったらいいだろうと、こういうことを言うらしいんですよ。これは中にはやっぱり一生懸命まちづくり、アルミ缶はちょっと高いから資源回収に回してお金を少しでもと頑張ってるわざわざ自分の自宅のプレハブにまで入れて資源回収の日に出している人もいますよ。そういう人に言わせると、どうもちょっと矛盾しているということで、そこら辺が業者も大変でしょうけれども、集積場所に、これは持って行かないでくださいというようなことの幕などはどうなんですか。

【説明者】

確かに資源の持ち去りはやらないでみたいな形の看板は今のところ出していません。確かにそれでおしかりというか、投書などもかなりいただいているのも事実です。それに対しては1つは集団回収という手もありますので、地域で自衛していただくのがやっぱり一番なのかなと思うんですね。

あと、持ち去りについては、どこに出没するかがなかなか特定できないんですよ。やろうと思えばできないわけではないんですが、人手と手間がそこまで追いつかないというのが実態でして、その費用対効果の問題がありまして、なかなか実態に追いつかないというのは確かにあります。ただ、持ち去り業者というのはある程度区内をちょっと見て持ち去りやすいところから持って行くんですけれども、その時間とか場所とか、やはりそこに出していただく方の自衛が一番いいのかなと思っているところなんです。

【委員】

旗があれば、持って行ったときに注意できるんです。何もないと、自由でしょと言われてもしょうがないじゃないかと。ただそれだけのことなんです。

【説明者】

そこら辺は、簡単なことで工夫できるのであれば、検討してみたいと思います。

【委員】

よろしくをお願いします。

【部会長】

では、4ページ目に行きましょう。13以降、いかがでしょうか。

【委員】

戸山地区、百人町3丁目地区、このエリアに新宿中央公園と同じように被災者用の災害用のトイレを設置したらどうですかという話をしたところ、検討していきますと。検討していきますというのはやるかやらないかわからないけれども。

マンションの中で生活している人は二、三回落とせばもう水が上がってこないから、携帯用の簡易便所を用意してもらおうようにもっと宣伝してもらったほうがいいんじゃないのという話をしているんですけれども、用意するほうが大事だから、いざとなったらマンションのほうに

は使わせないと思いますよ。学校でも、いわゆる給食に使うタンクの水は飲み水で、プールは生活用水というぐらいに分けて考えておりますけれども、そういうような形で考えて進めていかなきゃいけないと思います。

【委員】

計画事業52の指標で、トイレの改修が年2カ所ずつというのは、随分目標が小さいじゃないでしょうか。震災時の特殊なそれはそれとして、公園のトイレと公衆トイレは年2カ所ずつ改修するというのは、そんな目標がどこから出たか、予算から出てくるんだろうけれども。

【説明者】

年2カ所というのは、今おっしゃったように、対象とする箇所からすると随分少ないんですけども、1つには、やはり建てかえるのにトイレはかなり費用がかかり、m²100万円弱ぐらいかかるということですので、費用的な面からです。

それと、今建てかえるというのは建物自体がかなり老朽化しているものということで、年2カ所ずつということなんですけれども、そうではなくて、建物がしっかりしているようなところについては、例えば段差解消であるとか、手すりの設置とか、あるいは和式トイレを洋式に変えるといったようなことは適宜必要に応じてそれは進めていくと考えております。

【委員】

バリアフリーの段差というのは、区全体でバリアフリーというのを考えたときに、どの段差程度とか基準があるのでしょうか。

【説明者】

一応、道路に関しましては、歩道と車道の段差、現況だと15cmぐらい「マウントアップ」があるかと思うんですけども、それをセミマウント化といたしまして、5cm程度に抑える。

【委員】

5cmだと、やったことになるわけですか。

【説明者】

基本的にはフラット化を目指しますが、どうしても側溝の部分ですとか、そういう部分に関しては段差が生じることになりますので、我々としては5cm以下になるように施工しております。

【委員】

5cmというのは、健常者はいいけれども、その5cmの設定自体がバリアフリーと果たして言うんだろうかと思うぐらいですが。

【説明者】

車いすとか、視覚障害者の方たちが歩きやすくなるのが目的となっていますので、事前に障害者団体の方とも協議をいたしまして、現場を歩いて協議を進めながら施工しているところですけども、ただ「縦断勾配」とか、どうしても道路排水の関係で段差を設けなければいけないところについては、部分的にそのような形になっているところがございます。歩道から横断歩道は、2cmです。

【委員】

聞いている話は、自転車なんです。歩道から車道のは2 cm。どっちが歩道でどっちが車道か、差がわからなくなっちゃう。だから、ある程度段差はないと困る。こういうことなんです。

【部会長】

バリアフリートイレというのは、周辺と、あと中も含めたことを言うんでしょう。

【説明者】

そうです。

【部会長】

やっぱり、両方なんですよね。

5 ページ目に行きまして、17から20に行きたいと思います。いかがでしょうか。

6 ページ目、21から24でいかがでしょうか。

【委員】

22番なんですけれども、「親水施設の新たな整備計画はないが、地域センターに開設する神田川ふれあいコーナーの運営の充実を図る予定です」と。親水施設ということで予算整備したものがなくなっちゃったら、ふれあいコーナーの運営の充実でその予算を使うというのは、目的が終わったらその予算は解除するべきだという気持ちがするんだけど、これは終わったんです、それで新しくこれやりますということをしていかないと。そこら辺のところはどうなんでしょうか。

【説明者】

親水施設につきましては、これは具体的には神田川の魚道ですとか、あるいは護岸につくりますテラスといいまして、川が少しのぞけるような施設ですとか、あるいは神田川に下りられるアプローチといいまして階段ですとか、そういった川本体に係る施設でございます。これにつきましては、主に東京都のほうで建設してございます。今後また4カ所ということで、新たにできます戸塚地域センターの前に神田川を見られるような階段などをつくってまいります。神田川のふれあいセンターの運営に関しましては、実行計画の中で145万ということで、決してその予算を取っておくためにこうした充実を図るとか、そういったつもりでこうした表記をしたのではないということには心がけていきたいと思っております。

神田川のふれあい、ハード面の整備というものは一応21年度で終わりの予定がございまして。そうしたものを踏まえて、22年度からはふれあいセンターの運営を始めようというものでございます。

実際には、それが別物というふうに考えていただくと大変助かります。

【部会長】

では、ヒアリング項目21のほうに戻りますが、この部会で評価するたくさんの事業の中で、A評価、「計画以上に進んでいる」として各事業をこれからも拡大するというのは、そう多くないんですよね。この樹木、樹林等の保護というものはA評価になっていて、かなりよく進ん

でいるところなんです、ちょっとこの辺の感覚というか、内部評価について補足していただけますでしょうか。Aはとてもいいことなんですけれども。

【説明者】

保護樹木の目標につきましては、平成19年度末の状況で全体数で1,014本でした。総数として、年間10本ずつ増やしていこうということを目標といたしまして、20年、21年、23年というふうにやりまして、23年度末に1,054本という目標を掲げました。ところが、平成19年度から20年度にかけて、指定解除もあったんですけども、保護指定を一生懸命働きかけた結果、目標本数の1,054本に達してしまったというところでございます。

では、今後、実行計画の目標である23年度までにさらに増えていくか、続けて増えていくかといいますと、そこはなかなか難しいところございまして、例えば大規模な開発ですとか、あるいはその所有者の方の諸々の事情でどうしても指定解除をせざるを得ないことということがあります。過去にも極端に減少してしまうということもございまして、この数字が今後も維持できればいいなと、あるいは、その数値以上に保護指定できればいいというふうに考えている次第でございます。

【部会長】

どういう理由で増えたということは、何かあるんですか。努力されたというのはわかりましたけれども。

【説明者】

努力の内容というのが、我々は保護樹木の指定以外に、現場の調査ですとか、あるいは苦情というんでしょうか、陳情ですか相談ということで区民の皆様のお宅に行っております。そうした中で、たまたま行ったお宅に大きな樹木があった、あるいはそのお宅に行って隣の樹木が大きくて困っている。枝が伸びてきて困っている。そういった苦情というのがたくさんあって、そうした中でお隣の樹木についてはそうした苦情を伝えるとともに、新宿区の保護樹木制度というのがありますので、ひとつ制度のほうをご利用ください、そうした働きかけ等をします。そうしたことで増えてきたことがございました。

それから、今まで保護樹木に指定したいということをお願いしていました多くの私立大学、学校なんかは、これまでは全くその話を聞いていただけなかったんですけども、今回、粘り強く働きかけた結果だと思んですけども、指定に同意いただいたといったこともございました。こうした現場の積み重ねで今回についてはたまたまといえばそれまでなんですけれども、そうした結果、指定本数が増えたということでございます。

【部会長】

ちょうど昨年のこの外部評価委員会の中でも、今ご発言のあったような日常的な中でやっていただいたらよろしいのではないですかという発言があったので、とてもすばらしいなと申したこともありました。

【委員】

これについて伺いますけれども、指定すると一件につきいくらとか、補助金が何か出すんで

すか。

【説明者】

保護樹木ですと、1本につき9,000円です。2本目からは4,500円助成しております。

【委員】

枝落としとか何かは。

【説明者】

18年度から今までは所有者の方に全くお任せだったんですけども、個人の樹木であっても公共性が高いと認めるものについては、例えば地域のランドマークになっているとか、そういった樹木については区のほうで剪定をするようにしております。

【部会長】

では、ヒアリング項目6ページ、23、24は。

【委員】

保護樹木とか樹林は見るんだが、保護生垣というのは現実にあるのですか。

【説明者】

ございます。数字は後で確認しますが、約1,300m、件数にして40件くらいでございます。

【委員】

そうすると、はたから見ても保護生垣と書く。この生垣は新宿区が保護していると書くわけですか。

【説明者】

はい、この程度のプレートを設置させていただいております。

【部会長】

ヒアリング項目23、24はよろしいですか。

【委員】

ヒアリング項目23でちょっと思ったのは、バリアフリー対象駅が、平成20年度の副都心線開通によるもので3駅増とあるでしょう。副都心線なんていうのは一番新しいものなのに、それに対して、新宿区は何でバリアフリーに予算を使うのかなと思ったので、そこら辺のところだけ教えてください。

【説明者】

これは、もう新しい駅は全部バリアフリーになっておりまして、そこに新宿区の予算を使っていることではありません。ただ、これは数の率を出すときの分母の数字が増えましたということ載せただけでございます。

バリアフリーの率というのは、分母が全部の駅分ということになっていまして、3つ増えたので分母が少し増えたというようなことでございます。

統計上の問題でございまして、既に新しいものは全部バリアフリーになっておりまして、区の予算は使ってございません。

これは、区内全体の率を出しているのですが、やっていない駅というのはございまして、その駅にやったかやらないかということで具体的には予算はそういうふうにして使っております。

【部会長】

今の回答は、よろしいですか。ヒアリング項目番号24のほうもよろしいですか。

では、7ページに行きましょう。25番から29番まで。

【委員】

交通対策課の方にお伺いしますが、大久保駅の前にホテル海洋というのがあったところを建てかえて、前に広場ができましたよね。あそこに自転車が相当多く止まるようになってはいるんですが、そういう場合にわざわざ駐輪場としての広場になったんですか。

【説明者】

違います。あそこは開発するための広場的なものであって、自転車を置かれて、あそこの経営者の方も大分困っていらっやいまして、何か解決策はないかというふうにご相談に来られています。

【委員】

そうですね。相当止まっていますから、あれはいいのかなと思って。本当の違法駐輪ですね。わかりました。

【部会長】

ヒアリング項目27番のところは、内部評価の数字がミスなんですね。

【説明者】

ミスでございます。実は、1年間の統計を10月の時点と翌年度5月の時点と2回とっているんです。本来は、常に10月の時点で書き記さないといけなかったんですが、誤ってこれを作成した5月の段階での数字を書き入れてしまったのです。統計的に同じ月でないとおかしなことになってしまうのが、誤って年度の途中の数字が入ってしまったということで、大変申しわけございません。10月の時点の数字をベースに毎年積み重ねをしてきておりますので、10月の時点で3,371台というのが正しい数字でございます。完全な誤記です。申しわけございません。

【部会長】

その他、このページでございしますか。回答どおりでいいということでしょうか。

【委員】

本当に一生懸命にやっやいらっやいしますね。

【説明者】

ありがとうございます。

【委員】

新宿区民だったらあちこちで止めて用を足すわけですよ。駅に止めて買い物をして、また今度別の場所に行くと。今後そういう視点も考えてほしいと思います。

【説明者】

私どもは自然環境の保護のために自転車というのは大変重要な乗り物だと思っやいらっやいまして、

今までは委員からご指摘があったように通勤・通学に使うということが目途だと思ったんですけれども、区内交通の代替手段として自転車を使うということのニーズ、この増加に対して対応するために、時間貸し型の自転車駐輪場、最初2時間ただでして、それから後24時間100円というようなものをこれから順次、各駅そばや自転車がたまっているところなどに整備していった、きれいに止めていただけるようにということを既に始めておりますし、拡大する予定でございますので、ご期待をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【委員】

ありがとうございます。

【説明者】

では、ヒアリング項目30から34番までのところでいかがでしょうか。

【委員】

細街路では、防災もそうだし、交通事故も起こったし、さっき聞きましたら、回収車が入れない。それから、区民が生活するのにすごい不便と不安を感じているのが細街路なんですね。それで、毎年度6kmずつ拡幅して何年かかりますかって出したら、65年なんですね。これは「新宿区第一次実行計画」の80ページに「新宿区には、幅が狭い道路（細街路）が多く残っています。区民、事業者の理解と協力のもとに、細街路の拡幅整備を進め、安全で快適な災害に強いまちづくりの実現を目指します。」と書いてあって、昭和25年から全然進んでいない。まずともかく生活災害とか、それからごみの収集車が入れない、救急車も入れない。それから、消防車も入れない。救急車だって入れないんです。そういうところを65年かかりますということ言って、どういうふうにこれを考えていらっしゃるのか、ちょっと教えてほしいのですよ。

【説明者】

この6km毎年やっているという、計画的に6kmというのは、細街路を拡幅するときの拡幅に伴って隣接しているお宅の壁とか建物を取り壊して広げるということしかないんですね。狭いところには本当に家がびたっと道路にくっついているというようなところが多いので、広げるとなると、どうしても建築計画を伴わないとなかなか現実的にこれはできないということがございます。そして、この6kmというのは、毎年概ねその建築計画で広げるというのは毎年6km程度の、これは昨年度もそうですし、19年度はちょっと少なくても5.6だったんですけれども、その前が6.1km、大体6kmぐらい概ねとして毎年そのくらいの建築計画がありますので目標水準とさせていただきます。

既存の細街路はどのぐらいあるかというと、194kmあるのでございますけれども、終わっているのが大体40km程度という状況であります。ですから、残りのところを単純計算でいくと約65年というふうになるんでございますけれども、今私が建築計画に合わせるというふうに申しましたのは、建築計画というのは例えば、今年再建築したものがまた次は再建築いつだろうかということになると、65年もたてば多分、再建築はあるんだろうというふうに思われます。となると、65年よりもっと前の段階でほとんどの建物が再建築されるのではないかなというふうに思いますので、この6kmという数字はもうちょっと後には年間7kmとか8kmというふうに増

えていくのではなからうかとは一応予測はしております。ですから、単純に65で割りましたけれども、建築計画に合わせてやっていくということもありますので、もし建築計画が多ければ、もっと進んでいくということでございます。皆様方のご協力がないとできない事業ですので、このような計画として出させていただいたということでございます。

【委員】

それで今お答えいただいたので、ヒアリング項目34番に飛びます。建築は、建物は下がっています。そうでないと許可になりませんし、建てられません。ですけども、塀はそのまま、それは出っ張っていても、区の方は何もおっしゃいません。それからまた建物が建った後に、それは住民も悪いんですけども、もとのところに建ててしまう。どうしてそうなるかという、住民の理論としては電柱と電柱の間しか車は通れないんだから、もとの私の地所はこれは地所なんだから、細街路はほとんど私道が多いんで。うちの私道なんだから建てたっていいじゃないのということで建ててしまいますけれども、それを区のほうで指導されるということは見つかりません。

それから、もう一つおかしいのは、建物はこうなっていますけれども、マンションですと、受水槽はその後に道路にはみ出した形でまたそこへ塀を建ててしまう。

関連して、どうしてそういうふうになって住民がわからないかという、ここのヒアリング項目32番も書いてあるけれども、特にPR、啓発活動はしていないという回答には、がっかりしたわけです。つまり、今のご意見ですと、建築したときに建つんだから、65年じゃなくて直るでしょうとほったらかされています。私道は、もし道路が傷んだ場合には補助金が80%出ます。そのときに出すよだけじゃなくて、これをどうかすれば区道に出すことができ、区が管理できますよということをお教えいただいたことはないのです。

道路は私道ですから出したい人もいます。接道と接道の間の本当の短いところだったら、そこは話せばすぐ、じゃ、区に出したいねということもあるわけですね。出す場合には、これを分筆しなくちゃならないので、分筆費用がかかるんです。細街路拡幅事業がすごく大切だとしたら、分筆の費用ぐらいは出せるのでは。救急車は命の問題です。救急車が入りません。それをこういうふうなことで啓発はしない、自分たちでやってくださいというのは考えられない話なんです。どうでございますか。

【部会長】

ヒアリング項目32番と34番について、ちょっと補足してください。

【説明者】

細街路拡幅については、この32番に書きましたけれども、建てかえ計画としてやっておりますので、建築の相談会でチラシを配布したりとか、区の広報誌やホームページでもお知らせしたりということを行っているところでございます。

あと、細街路の私道を区道にするというようなことに関しては、ここに書いてあるとおりなんですけれども、土地所有者から依頼があるということが前提でありますので、特に啓発はしていないというふうには聞いておるところでございます。

【部会長】

建物は建てかわったけれども、道路として広がっていないということを認めているのか、認めていないのか、どうでしょうか。

【説明者】

昭和25年に建築基準法ができてから、そういう4 m未満の狭い道路で建築をするときは、4 mに広げて建築しなきゃならないというふうに義務化されているわけで、一たんはそういうふうに広がるという計画を立てて、建物もそのような形でつくられていますけれども、今、委員がおっしゃられていたように、後から何か置いたりとかつুক্তたりとか、また昔の趣を残すとかいうことは現実問題あると思います。それは取り締まっていこうということも考えたわけですが、いかにせん件数が非常に多いというような中で、どういうものが実効あるものかという、もう実際道路にしてしまう。特に私道の場合は広がるけれども、自分の敷地、地所ですから、一たんは広がるような形をとったとしても、その後使ってしまうような形になるのは、見た目に道路になっていないことが非常に多いので、見た目はアスファルトのような道路にしてしまう。そうすると、そこに何か置くということは非常に勇気が要るというようなことで、道路にしてしまうというようなことを区のほうでも進めております。区道はもちろん、私道のほうも道路にするに当たっては、工事費は全額区が持つような形でやるようなことをしております。遅まきながら、平成14年度から条例をつくって、そのような形で運営をしてきております。ですから、今現在は広がったところは、ほとんど協力していただいているようなことが多いので、今後は道路として広がったところに物が置かれてしまうということは本当に減っていくと思っております。

既存のものをどうするのかという問題はまだ残っているんですけども、とにかく新たな不適合、不適合なものはつくっていかないというような形で進めていかざるを得ないのかなというふうに思っておりますので、なかなか難しいんですけども、着実に進めていくというようなことです。

【委員】

もう一つ、その啓発はどうですか。これが一番区民協働ですからね。啓発しない限りは、14年にできたというのも、私たちは知りません。

【説明者】

広報では隔年でやっているんです。これは建築計画に基づいてやるというような趣旨はあると思いますけれども、そうはいても、皆様方にきちんと知っていただければ啓発していないというふうに思われますので、もっと頻繁にやるようにと考えています。

【委員】

啓発はしていませんと書いてあるのでお聞きしています。これからしますとか、していますならないけれども、していませんですから。

【説明者】

32番は3つのご質問があったので、その3つについてそれぞれ回答しておりまして、対象地

域のPR、予算はというようなご質問に対してのことは、上4行のところではチラシの配布及び隔年で広報誌の事業のPRを行っているというようなことを回答しています。

チラシ配布とか、広報誌のPRは、特段業者を雇うわけではなく区の職員がやっている中で、特段予算を要求しているわけではないというようなことで、予算要求はしないけれども、やっているということです。

【委員】

大々的にはやっていないということですか。

【説明者】

頻度等は少ないというようなことはあるかもしれませんが、もうちょっと頻度は上げていったほうがいいかと思います。

【委員】

所有者に啓発はしていませんというのは、やっぱり所有者に啓発をする予算がないからしてないわけですか。やはり、所有者が14年度の条例をわからなければ、何も始まりません。

【説明者】

私道助成制度につきましては、こちらに書かせていただいたとおりなんですけれども、事例としては、過去に私道助成で整備したところが部分的に老朽化して傷んできている場合に、全面ではないので、区が助成するという形で再改修できないような場合もございます。そうした場合は、我々は直営の作業として対応している場合もあるんですけれども、場合によっては、私道を区道化することも選択肢としてはありますというようなことを口頭で地権者の方にご説明して、ご理解をいただくというケースもございます。ただ、区道化するに際しては、地権者の方の合意ですとか、両端が区道に接していなければいけないとか、さまざまな条件がございますので、一律に区道化できるといったようなことは説明としてはなかなか難しいと考えております。

【委員】

つい最近、水道工事の水らしくて、水が出ていたものですから、その前の細街路に穴があきました。それで、一応区が来て対応してくださったんですけれども、そういうお話は何もしていただけませんでした。そういうことは何回も続いています。

こういうところに住んでいる高齢者を啓発しなかったら、何も進まないんです。区民の財産と命にかかっているわけです。もう少し町会の回覧でもいいですし、その接道が本当に短いところで知らないところだけでもいいです。

【部会長】

これは、今日のヒアリングの準備に入るいろいろしたときにも何人かの委員から細街路のことを指摘されて、もしも可能ならば現場に行ってみましょうというぐらいだったんですが、あまりふさわしい現場がないし、非常に地元に行くとシビアな問題があるので、ちょっと控えようということになりました。ただ、大変重要な問題としてとらえています。

僕自身がよくわからないので聞くのは、建て替わっているんだけど、実際には道が広が

っていないという場所の件数とか延長とかはわかるんですか。

【説明者】

それは、はっきり申しまして調べてはいないので。

【部会長】

調べようと思えば調べられるんですか。

【説明者】

やろうと思えばできるとは思いますけれども、それで違反ということになって違反を是正していくというようなことにつながっても、現実問題としてなかなか応じていただくことが非常に難儀な状況でございます。

だから新規につくられないようにということで道路にしてしまうというようなことを進めているところです。

【部会長】

例えば計画事業として細街路の整備とうたっている以上、建てかえを契機にやりますということは、建てかえを契機にうまくいっていないものをうまくいさせるようなことの目標設定を立てるのがこの計画の推進に一番役に立つわけでしょう。だから、建てかえを契機に広げていきますというふうに言った以上、建てかえを契機に広がっていない実績のデータと広げた実績のデータを出していただいて、例えば、2割ぐらいしかできていない、8割についてはうまくいっていない、そのためにどうしたらいいのかというのを考えるのが計画で、計画事業で挙げているわけだから、それはやっぱり目標設定が異なっているのかもしれないと思ったんです。

あるいは、建てかえ事業に伴って広げるといって自体も見直さなきゃいけないのかもしれない。これだけ防災の問題、景観の問題、安全・安心の問題が出てきた以上、あえて建て替えが起きそうだと、建て替えが起きる前からもっと何かやらなきゃいけないという目標設定を立てなきゃいけないのかもしれない。そういう問題をここは抱えているので、今申し上げたようなデータがすぐに出るなら、出なければもちろんしょうがありませんけれども、多分この部会の中では指摘事項に入るだろうという印象があります。

去年は、実は耐震の補強の話で随分やった記憶がありますが、今回はちょっとこういう状況ですので、細街路についての話は結構大きいテーマということです。

【委員】

それと、もう一つ、電力会社に協力をお願いしてほしいんですね。道路が広がったところだけでも電柱を下げてほしいんですね。それだけでも、人の事故は違うんです。電柱がはみ出していますから、車が来たときによけきれなくて、ここですって倒れるお年寄りもあるんです。

【説明者】

区道の場合に広がったところに関しては、電柱が中途半端な位置にあると危ないので、区道に関しては広がった位置にずらすということは進めている現実があります。ただ、私道の場合は、電柱の移設ということになると土地所有者などから東京電力、あるいはN T Tのほうに要望という形であげたところで、移設費用の問題が発生してきて、うまくいかないこともあると

聞いております。そこはどのようにしてクリアしていくのがいいのかについて今、勉強中ですので、もうちょっとお時間をいただければ、もしかしたらいい方法ができるのかなと思います。

【委員】

それもその後、協力して所有者と区が両方ですること協働の1つだと思います。

【委員】

これは、本当はこの細街路の整備というのは道路課の仕事じゃないのですか。例えば念書だか何かを持って、これだけセットバックしますよ、センターラインから2mまでは、建築許可をもらったんだと。そうしたら今度は道路課が行って、そこはもうポイントを打ってきて、この管理は道路課にするというようにしないと。

【説明者】

建築調整課は、その建築が明らかになったら、どこまで下がるのかということをはっきりさせる。そして、その部分をきちんと道路にしていこうということで、建築主と話をし、そして道路になったあかつきには道路課のほうに引き継ぐんです。道路課のほうは道路として来たものをきちんと受けとって、そしてそれを区道として管理していくと。

【委員】

管理してないから問題が起こっている。

【説明者】

道路課としては、私道については管理できないのです。

建築調整課でラインまで出して、どういうふうに整備するかということを建築主と協議して、建築調整課が道路をつくるんですけれども、私道なので、その後の管理は道路課に引き継げないのです。

【委員】

そうしたら、私道の区道化というのは道路課でもって、もっとアピールしてもらえばいい。

【委員】

縦割りは困りますけれども、とにかくどこでもいいんですよ。

【説明者】

基本的に区道であれば我々は道路法上の監督処分で電柱の移設とかきっちり指導、監督できますけれども、私道ということでなかなかそこら辺の手がつけられない部分もございます。ただ、私道助成とか、排水設備の助成の際に、PRという点では見直しの余地も多少あると考えておりますので、一概に基準に合致しないので区では助成できませんとか、そういう形で門前払いするような対応がないように、今後対応の仕方を検討させていただきたいと思います。

【委員】

それから、1つ私も調べたんですけれども、市によっては建築をしたときに、全体を区がとるんじゃなくて、建築したところの前の道とか、その道は区に差し上げますというと、それはもう全体を分筆されていますから、その分筆されたものを個々にもらっちゃって、区の道路がパッチワークみたいですけども、どんどん増えていくという市も私はインターネットで見つ

けました。

【委員】

それは、今でも分筆してあれば受けとってもらえるんですか。

【説明者】

分筆しなくても、その部分を使わせていただくというような契約を結んで、それで区道にしているというふうになっています。分筆まで求めていませんので。

【委員】

それだったら、それをやるうちはいっぱいあると思います。

【説明者】

わかりました。もっとわかっていただくように啓発いたします。

【部会長】

ヒアリング項目36、37、38についてご質問ございますか。

ちょっと変わって景観のことですけれども、先ほど樹木、樹林の保護がAという評価だったと申しましたが、もう一つ我々の対象としている事業では、景観に配慮したまちづくりの推進という、これがA評価になっています。計画事業72番ですけれども、これについて何ゆえにA評価であるかということをごちょっと補足していただけますか。

【説明者】

景観計画の策定ということを目指している中で、まず景観計画の策定には景観行政団体ということになる必要がございました。こちらなどご質問いただいて、回答を書かせていただいているんですが、景観行政団体というのが昨年5月に東京都の同意を受けて7月に景観行政団体となりました。最近、景観法という法律ができて、この中で都道府県がまず必ず景観行政団体ということになるんですが、区の場合は東京都の同意を得てなるということで、昨年度、区は景観行政団体になり、景観計画の策定を行なったんですが、当初の予定では景観計画の策定は21年度の予定をしておりましたが、昨年度、同意も早目に受けまして景観行政団体となり、景観計画の策定も昨年度中に内容をつくりまして、ことし平成21年度4月から運用を開始するという形になりましたので、そういった点も含めまして今回A評価ということで出させていたところなんです。

【部会長】

あくまでも景観行政団体になったということで、指定した面積は、指定実績は十分だったというようなことで、多分、実態ではないんですね。景観計画をつくったということは、景観そのものが向上したということの目標評価じゃないんですね。

【説明者】

そうです。今、面積ということをおっしゃっていただいたんですけれども、ここで区分地区ということで特に景観に特性のあるところという地区を指定しまして、こういうところで今後、建築物の建築などが行われるときには誘導を行っていくということで、これからの景観形成をさらに進めて、新しくつくった景観計画に基づいて進めていくということになっているわけです。

【部会長】

計画事業71については、この回答でよろしいですか。

ではヒアリング項目40番以降で、いかがですか。

【委員】

40番のところなんですけれども、ここは地区計画の策定の関係でしたよね。実際問題としてなかなか難しいとかというような事情があるようなんですけれども、一応やっぱり行政評価というのは目標に照らして実績がどうなのかというところから評価するのが一番その説明責任も果たせるし、客観的ですので、いろんな事情があるから計画どおりですよという評価の仕方はいかがなものかなということがありまして、このような質疑をさせていただきました。

これに限らず、ヒアリング項目番号でいうと11番、12番、20番なども同様です。

実際問題として難しいというのはあることはうかがわれるんですけれども、やはり評価は客観的に進めていくのが基本なのじゃないか、そういう姿勢が望ましいのではないかという観点から質問させていただいたということです。

【部会長】

内部評価の事業番号73、地区計画のところですが、今後の改革方針に、指標提示の見直しを検討しますというふうに書かれているんですね。多分、今回の我々の質問でいうとヒアリング項目43番のあたりだと思うんですけれども、その指標定義を今後見直しますということについて、ちょっと補足していただけますか。

【説明者】

今、ご指摘いただきました43番の回答のところ、2行目のところで「任意のまちづくり構想やガイドライン等を活用した方がふさわしい地域もあります」と書いてありますが、地区計画の策定ということで、地域の方々とのまちづくりだとかを進めていく中で、地区計画というところに行く場合もありますし、また地区によっては地区計画ということで本当に縛りをつけるのではなくて、方針ということで皆様方で自主的に守るようにはしていこうということで進めている地区もあります。ただ、そういう地区についても同じように私どものほうは、まちづくりの支援ということを行わせていただいておりますので、そういう地区も、地区計画策定にはどうしても地域の皆様方の合意形成というのが一番のポイントになっていきます。その点を考えると、必ずしも地区計画には至らないけれども、構想等で皆様方が進めて行こうということについては指標の中に加えることも考えられるかということで、今後その指標について検討していきたいということで書かせていただいているものです。

【委員】

関連してよろしいですか。

非常にそれはいいことだと思うんですね。地域によって、地区計画をつくったり、まちづくりみたいな形でやったり、いろんなやり方があると思いますので、そういうものも含めて指標化に取り上げたらいいと思うんですね。そうすれば、今私が言ったような、こういう見方も払拭されるでしょうし、そこは目標というのは柔軟に設定していったらいいんじゃないのかなと

いう気はするんですけども。

【部会長】

わかりました。さて、あとヒアリング項目44、45。45はちょっと冒頭やったので、44は何かございますか。

【委員】

これは、この中身で了解しています。

【部会長】

では、もう一度1ページのほうに戻って、気になる点があったらご指摘願います。

【委員】

ヒアリング項目2番目、3番目の関連から質問させていただきたいと思います。この「新宿ストップ温暖化大作戦」、これに取り組みられているということで、20年度の実績ですと3万tのCO₂の削減と、これはその割合的には1.1%になるということが書いてあります。20年度の実績の欄にその記載がないわけですけども、この1.1%の削減で20年度に書いてある12%の目標値が達成されたことになるのかどうか、そこら辺をお教えいただきたいと思います。

それから、21年度からの削減率なんですけれども、それまでは私が計算してみますと毎年1.2%ぐらいの削減率なのかなと思っているんですが、21年度からはその3倍の3.5%ぐらい削減していかなければいけないということになっているんですよね。それは大変だなという気がしてまして、それを達成するための効果的な方策は何かあるんでしょうかというようなところを、お教えいただければと思っております。

【説明者】

環境対策課長です。まず、本当にこの目標をどう立てたかというところから始まるかと思うんですが、基本的には京都議定書に基づいて国の目標が出ておりまして、それを踏まえて新宿区の目標を立てていったと。新宿区の目標としては、平成22年度、西暦2010年度の段階で、全体で、1990年度（平成2年度）に比較してプラス7.6%なんですけど、新宿区としてはさらに削減しようということで、プラス5%にするという目標値を設定して、それに向けて実施、さまざまな地球温暖化対策をしているんですが、先ほどご指摘があった20年度で3万t、それが全体の1.1%で、これで達成できるのですかというので、これは我々は20年度は対前年度比で8万9,000tを削減しないといけないというのが先ほど申しました目標に対しての削減なんです。すると、8万9,000tに比較すれば3万tですから、達成の目標値達成に行っていないんですね。ただ、この3万tなんですけど、その評価表にもありますとおり、簡易算定でやっております。というのは、このCO₂の削減量は算定方法が非常に難しいんですけども、これは23区共通で削減のデータをとるようになっております。ただ、これが出てくるのが3年後なんです。

つまり現在、最も最新のデータは2006年度、平成18年度のものが最新のデータがあるんですね。今度は、つまりプラス3ですよ。20年度だと23年度にデータが出てくるんです。そうすると、非常に時間がかかり、本当にやっているほうと区民の側としては、もう少し早くそういう数値が見えたほうが良いだろうということになります。そこで、区としては先ほどの委員に

お配りしてあります、このパンフレット、この中にチェック項目があって、これは2つ事業所版と家庭版とあるんですが、例えば家庭版のほうを見ますと、1番に炊飯ジャーの保温をやめると、これをいつも炊飯ジャーのをやめるということになると、1日93.1gのCO₂を削減できると、そういう基準があるわけです。こういうものをチェックしてもらって、これを提出していただける区民の方、またこの事業者のほうの方も提出してもらっていますので、そういうものを提出してもらって、換算しているんです。我々がその平均値みたいなものを出して、それを16万世帯かつ365日ということで換算しております。事業所のほうも約3万4,000事業所あるんですが、そういうふうな形で換算しています。これは、一応我々は環境省に確認をしながらこういう算定の方法も1つあるということでやっております。そういう中で20年度は3万tというのを一応出して簡易算定しているんですが、これを見ていただいてもわかるとおり、非常に限定された項目です。実際のCO₂削減は、これ以外にもさまざまな形でやっていただいております。例えば、打ち水をするという、多少はエアコン等を使わなくて済むとか、我々としてはさまざまな区民への啓発活動、また事業者への啓発活動、こういうものをやっております。事業者へは、例えばISOの導入をしていただくとか、そういうようなことをやっております。

ですから、ここに非常に限定されたものの中で、新宿区は独自に簡易算定したものが3万tということなので、現実にはこれ以上の努力もしていただいておりますし、逆に、また新しいビルが建ったり開発がされたりすると、今度はまたCO₂を排出する量が増えるということもあります。ですから、その辺のデータというのはなかなか算定するのは難しいということがあります。そういうことを踏まえて、先ほどの特別区の協議会のほうで出しているこのデータは3年後になってしまうんですが、簡易算定すると3万tだということで、実際の許容値はちょっと達成しませんが、そういうことでやっております。

【委員】

そうすると、これはどのくらいの方が参加しているんですか。

【説明者】

実は20年度はこれを導入いたしましたのが、年度の途中で、参加者がちょっと少なかったの、これは区制モニターのアンケートと、このパンフレットを併用して計算いたしました。ですから、人数的には区政モニターのアンケートと合わせて、累計ですが、1,000人ほどです。

【委員】

そうすると、1,000人を対象にやったデータをもとに、これはすべて区民の方が参加したとしたら、3万tということになるわけね。それぐらいの効果があということですから、今後やはり3万tだけでは足りないわけですね。ですから、本来なら8万tぐらい削減しなければいけないということで、そのやり方についても、もう少し工夫が必要なんじゃないかと。例えば、我々区民に本当に危機意識を持たせるようなやり方でPRしていくとか、あるいは全世帯に配布するとか、何かそういう徹底したことをやっていかないと、とてもじゃないけどこういう目標というのは達成されないのではないのでしょうかということを申し上げたいんですけれども。

【説明者】

先ほども申し上げたんですが、広報ですとかホームページですとかいろいろなところで周知しております。このパンフレットに関しましても、町会、商店街、商工会議所ですとか中小企業家同友会ですとか、さまざまな団体の会合等々、そういうところを通じてこれを持って行ってPRしております。その際に、今年度は打ち水大作戦とライトダウンキャンペーン、今年度というか20年度から始めているんですが、そういうものと一緒に周知して、そういうものを周知しながらストップ温暖化の周知を現場に行って皆さんに書いてもらうというような形でやっております。

全戸配布するかどうかというのは今ちょっといろいろ検討はしたいと思いますが、できる限り多くの人に参加してもらう努力はしております。

【委員】

3.5%削減していかないと、これからは無理だということで、徹底してやっていかないといけないと思いますので、ひとつご検討をお願いしたいと思います。

それから、ヒアリング項目5番目ですけれども、ここで今新たな取り組みということで新エネルギービジョンとか地球温暖化対策推進法に基づく実行計画というのを策定しているという話になるんですけれども、これはどういう中身のものなのかとか、いつまでに策定しなければいけないのか、そのことで既にできている省エネルギー環境指針というものがどういう影響を受けるのか、見直しということになっていくのか、そのことによってここに出ている各年ごとのその目標値とかいうのが変わってくるのかどうかとか、そういったところをお教えいただきたいと思います。

【説明者】

今は、平成18年に策定した省エネルギービジョンがあります。先ほど私が申し上げましたさまざまな目標値というの、これをベースに今言ったような目標に向かって努力しているんですが、これを今度、平成22年度に改定する予定です。それに向けて国が今、地球温暖化の目標を改定しようとしております。ただ、今年度コペンハーゲンでCOP15というのが、京都のときにやったものの最終版のようなものを12月にやります。そこで世界として京都議定書と、京都の会議と同じようにこういう目標でいこうというような数字が出ます。これが国の目標値の出し方と前後してどっちが先になるか、そういうものも踏まえて、国の目標値を踏まえて我々は22年度、来年度にこの目標を改定しようと思っています。

先ほど委員のご指摘のとおり、それで今度は目標値が変わってくるわけです。それは、これよりもさらに大変厳しい目標になってくるだろうというふうに我々は想定しております。ですから、先ほどのヒアリング項目5にも書いてありますように、我々としては区内でのCO₂の削減努力を徹底的にしていきますとともに、どこまでできるかというのはなかなか難しいんですが、カーボンオフセットといまして、区外における植林ですとか間伐ですとかそういう活動にも取り組んでいこうというふうに考えております。

【委員】

ヒアリング項目6番目、事業系ごみの減量対策の関係なんですけれども、最近の事業系ごみの排出量とか、資源化量はどうなっているのかというようなところを教えてくださいたいと思います。併せて、新宿区における事業系ごみのウエイトはどのくらいなのかというところを教えてくださいませんか。

【説明者】

事業系につきましては、今、手元に資料を持って来なくて大変申しわけなかったんですが、まず大規模、3,000㎡以上の建物が約650ございまして、そこから毎年資源化の実績報告書を出していただいております。それによりますと、記憶で大変申しわけないんですが、63%ぐらいの資源化率になっています。大手の事業所についてはかなり資源化が進んでいます。その中で問題があるのは、食品リサイクルに伴います生ごみのリサイクルはまだ国の目標が18年度実績で20%という目標が掲げられていたんですが、それをやっとクリアしたというような状況で、全体としてはリサイクルはオフィスの紙類とか、そういったものは非常に進んでいるんですが、生ごみについては、まだまだそのような状況です。

今はそういった3,000㎡以上の大型の店舗と併せて3,000㎡未満の事業所に対する立ち入りというか、実態調査をこの4月から進めております。新宿区全体のごみの排出の大体7割を事業所が占めているというふうに我々は考えています。家庭系が3割で、清掃事務所等が主に家庭系を扱うんですが、一部中小の事業所のごみも収集しておりますが、新宿区のごみ全体を減らすには事業系に手をつけなければ全体として減らないということがありますので、それに対しましてこの4月から新たな事業系ごみ減量係という組織を立ち上げまして、計画的に立ち入り調査、指導を進めているという状況でございます。

その最近の実績がどうなっているのかにつきましては、冊子としてまとめてございますので、必要があればご提示できます。

【委員】

では、提示していただけますか。非常に事業所系ごみのウエイトが高いということだと思います。そういう意味で、その対策が非常に重要だというようなことだと思います。立ち入り調査を始めたというようなところで、年間200という、この3,000㎡以上のことですか。

【説明者】

これは3,000㎡以上のことを、ここでは書かせてもらっています。

【委員】

それ未満の事業所というのは。

【説明者】

ええ、同じ規模だけ大体やろうということになります。

【委員】

そういうことですね。立ち入り調査されることは大変結構なことですけども、その後もやっぱり指導されるとかという話がありましたけれども、指導した結果きちんとその担保をどうするのかということが出てきますよね。そこら辺はどうなんですか。

【説明者】

そこで、3,000㎡未満につきましてはデータがちょっとはっきりしないところがございますので、地域をしらみつぶ的に職員が、実態には新しいビルがどんどん建っていますので、そこに行って具体的にその事業所がどういう規模なのかということ把握しながら調査しているということです。そこまで手を広げないと、新宿区全体の事業系のごみ減量はうまく進まないというふうに理解してございまして、そういうことを始めたということです。

その後は、今考えているのは、その3,000㎡以上に関しては毎年、廃棄物管理責任者という形で、先ほど言いましたように、リサイクル実務の報告書ももらっています。その報告書が正しいかどうかを立ち入りしながら検証しているというようなことをやっていますので、それに近い形を考えたいというふうに思っています。

【委員】

そうしますと、その辺の成果を今後やっぱりフォローしていかなければいけないということになりますね。

【説明者】

先ほど冒頭、委員のほうから事業所のごみということで、数値的には新宿区内の事業者のごみをいわゆる区の収集車じゃない民間の業者が積んで工場に持ち込んで、その推移で見ますと、平成12年に新宿区内の事業所から排出される持ち込みごみ量というのは10万tを超えていたんです。10万3,000t。それが18年9万6,000になりまして、実は今、委員がおっしゃっている事業系のごみの減量に努めていかないと、新宿区の負担する金額がもろに影響をかぶってしまうという仕組みがあったんです。これが、20年度、昨年度なんです、そのごみ量から清掃工場のある区とない区、これがやっぱり不公平だろうということで、工場を持っている区と持っていない区がそれぞれの負担の公表をしましょうということで、工場のない区はある区に対して持ち込んでいる分だけ一定の公式にのっとって、工場を持っている区にない区はお金を払うという仕組みになったんです。今までは実際の量ではなくて、民間業者が運んだマニフェストでやったものが、今度、実際の持ち込むごみ量、区別のごみ量がわかることになりました。それで新宿区内の発生するごみ量が減れば減るだけ新宿区が投じるお金が少なくて済むという、そういう影響をもろに受けるようになりましたので、20年度実績では、事業系ごみ量と言われている部分については、約8万tをちょっと割り込むぐらいに減りました。18年度が9万6,000余のごみが、20年度は7万9,998tということで8万tをちょっと割り込むという、少し減少傾向にあります。

【委員】

次に行ってよろしいですか。

8番目、回収された容器とプラスチックの関係なんですけれども、その対策として粘り強く新しい分別の浸透を図っていく。そういう意味で、ふれあい指導班が重点的にこの指導をしていくということなんですけれども、実際我々分別する者としては、そういう容器包装、プラスチックがどういうふうに再利用されているのかということがわからないと、もう一つ協力の

度合いが高まらないんじゃないかというようなことで、広報紙等でPRされているという話は聞くんですけども、どうももう一つぴんとこないというのが我々一住民の受けとめ方なんですけれども。

【説明者】

この容器包装プラスチックは容器リサイクル法に基づきまして実施している事業でして、どいういったメーカーに落とすかというのは入札で決まります。毎年度入札しておりまして、例えば20年度ですと千葉県の工場でケミカルリサイクルというような形で再生利用されておりました。

21年度も入札で、現在は横浜市と川崎市事業者のところでもリサイクルされておりまして、これについては施設の見学会等も含めて、また区の広報紙で、こういった形で利用されています、実際に我々の出したプラスチックはこういう形で再製品として活用されますというようなことを、今後とも区民の方に知らせていきたいと考えてございます。

【委員】

遠くのほうで何か再利用がされているみたいな、一住民の立場からすると、そういう感じがして、何か身近なところでそれが伝わってこない。

【説明者】

現実に、見ていただくのが一番なんです。区の広報紙なんかでも、実際にどういうふうにも再商品化しているかというのは特集号で出してはいるんですが、なかなか見ていただけないというのが実態なんでしょうね。でも、なるべくそういったことはわかるように周知していきたいと思います。

【委員】

ヒアリング9番目、資源ごみの持ち去り対策なんですけれども、一部の自治体で禁止条例を定めて取り組んでいるようなところがあるんですけれども、そこら辺の考えがおりなのかどうかはいかがでしょうか。

【説明者】

持ち去りについては、区としては費用対効果の観点から、持ち去り条例をつくって集積所から持ち去るような行為を禁止するという考え方は今のところとはとらないという考え方です。では、何もしないのかということになりますけれども、まず第一はリサイクルされている団体に自衛していただく。それを支援するような形を区としてもとっていかうかというようなことで今考えています。

といいますのは、条例化した区もこのところかなり増えて、つい最近も港区とか中央区が始めたというようなことがあるんですが、意外とその出沒が非常に特定できなくて持ち去りが減らないという実態があるんです。そのため、今現在区としては費用対効果から考えてできるだけお金をかけないで持ち去りを減らすようなことを考えていきたいというようなことでいます。

【委員】

持ち去りが横行して、それが資源回収に差しさわりのあるような事態になったら、やっぱり

そういうことも検討していかなければいけないのではないかと考えております。

それから、次はヒアリング項目11番目、12番目の関係ですけれども、これは技術的な話で、評価の仕方がどうなのだろうかというようなところなんですけれども、成果指標の目標値の実施状況からすると、必ずしもそのような評価でいいのだろうかというようなところがあるんです。みどりのカーテンの設置件数とか、そういう客観的な数値からすると評価としてはそういうものでいいのだろうかというようなことがありますので、そこは少し評価の仕方をお考えになったほうがいいのかという感じがしております。

それから次のページ、14番目のところなんですけど、これはトイレ対策ということで、老朽化トイレ対策というのはできるだけ早くしていただいたほうがいいと思うんですけれども、これですと年2カ所ぐらいというようなことなんですけれども、できたら大して財政支出にもならないとも思われますので、二、三年ぐらいで集中して整備したらいいのではないかとということと、バリアフリー対策というのは最近特に重要視されていますので、そういう意味でも計画を前倒してお進めになるお考えはないのかどうかということをお尋ねしたいと思いますが。

【説明者】

改修計画なんですけれども、年2カ所ということで出しておりますけれども、1つには1カ所、今2千五、六百万円で全部建て替えることを考えていて、建物自体が老朽化しているものの建て替えを年2カ所ずつということで考えております。この計画以外に公園の中にあるトイレについては、公園の改造計画などの際にトイレも併せて改修したりしますので、この数よりも少し上乗せで改修計画が進んでいくというふうに考えています。

それと段差の解消や手すりの設置といったことは維持管理の範疇の中で適宜できる話ですので、そういうことは別途進めていきたいと考えています。

【委員】

リサイクル活動センターは、今度、金曜日のときにお尋ねしたいと思います。それから、ヒアリング項目17番目、これは5年に1回の調査をやるんですけれども、まだ新しい調査結果が出ていないので目標が設定できないというような書きぶりなんです。そういう場合でもやはり行政評価目標を設定して、それに基づいて実施し、それを評価して、また行動に移していくというサイクルで行政の仕事をするということになっているわけですから、やはりそれなりの目標を定めて施策を進めていく必要があるのではないかと思います。そこら辺はいかがなんでしょうか。

【説明者】

委員のおっしゃるとおりだと思います。今回につきましては、私どもはこちらの数値目標につきましては、みどりの基本計画という私どもの行政計画の中ではいってしまっていて、その中でも29年度目標ということで挙げていたものですので、そうした中で中間の22、23年度にそれは入っていなかったものです。

今後につきましては、また委員のご意見等を踏まえて検討してまいりたいと思っています。

【委員】

ヒアリング項目18番目、これも技術的な話で恐縮なんですけれども、これを拝見しますと22

年度に2路線整備すると記載してあるんですが、目標の設定の仕方なんですけれども、各年度の目標数値を定める場合には、やはりその当該年度で取り組む目標を数値として記載したほうがいいのではないのかなという感じがします。場合によっては初年度、あるいは2年度ぐらいから最終の目標値を設定するような書きぶりがあるんですけれども、技術的に各年度の目標値の記載の仕方としていかなものなのかなという気がいたしております。

【説明者】

目標の書き方に関しましては、最終的に3路線に加えて22年度2路線ということで5路線という形で累計的な書き方になってしまっていますが、今、委員ご指摘のとおり、各年度、何路線整備するのかというような各年ごとの目標の書き方というもののほうがわかりやすい場合もあるかと思っておりますので、検討していきたいと思っております。

【委員】

よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、計画事業によって各年度の目標値の記載の仕方というのがばらばらになっているので、その辺はやっぱり行政管理課でまとめていただいたら、ものによってはそういうことはできないものもあるようですが、できるものは、そういう観点からまとめて対応していただければいいのかなという気がしました。

ヒアリング項目21番目も先ほど17番目で指摘させていただいた事柄と同じで、その途中で指定解除するようなものがあるのかということを書いてあるんですけれども、その一方で新たな制度を創設していくということもあります。20年度、大変なお取り組みをいただいて、もう目標値を実現されているようですけれども、新たな施策によってさらなる取り組みの進展ということも期待される状況のようですから、目標値の設定の見直しとかということもご検討されたいかなのではないのかと思います。指定解除などの事情を考えると、さらに高い目標を設定するのは慎重にならざるを得ないということはわかりますけれども、できるだけ高い目標を掲げて進んでいけばより高い山に登れるということもありますので、お考えいただければと思っております。

それからヒアリング項目24番、これだけではないんですけれども、先ほど部会長もおっしゃったんですが、評価指標が3つぐらいあるときに、うち2つは大体計画どおりいっていると。24番目の例で言いますと、道路バリアフリーは計画に至らない、そうした場合に評価の仕方として、達成度が高いか低いか、2つの指標しか評価区分がないものですから、どうしても目的3つのうちの2つが大体達成しているから達成度が高いとか、そういう大くくりの評価になってしまうという問題はないんだらうかなという気がしてまして、これも技術的な話なんですけれども、もう少し評価区分を改良するというか、見直しをする必要はないのかどうかというところを少しお考えいただければどうかと思っております。

同じように、総合評価も、計画以上に進んでいる、計画どおりに進んでいる、計画どおりに進んでいない、3つの区分しかないものですから、実態からして当てはめるのにちょっと無理があるような感じがします。その辺をお考えいただければいいのではということです。

【部会長】

どうも長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

本日のヒアリングの結果をまとめまして、部会として外部評価の評価をし、かつそれぞれの部会で出てきたことをまたまとめ上げるという作業をやって、今年度は冒頭にも申し上げたように今までの2年間の評価が若干、区民に対してわかりにくいというご批判もいただいていますので、なるべく内部評価の様式に合わせて外部評価をするということも様式でできております。各事業ごとに進めて評価し、各中項目、大項目についてもコメントをするという形で、内部評価と外部評価をあわせると区民の方々がとても読みやすいと言ってくれることを目指していますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

これからまとめる段階で、こんなデータがあればありがたいんだけどという要望も事務局を通じて出すかもしれませんけれども、所期の目的を達成するためということでご協力をいただけたらと思います。どうもありがとうございました。

委員の方々は今週金曜日、今日の結果を踏まえて外部評価のシートがありますので、これを少しずつ書き始めていただいて、そちらのほうもどうぞよろしくお願いいたします。

9月4日はリサイクルセンターの視察をいたしますが、午後2時に現地集合ということになりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

では、以上で終了します。どうもありがとうございました。

<閉会>